

2026 年 9月11日

お客様各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害により被災された
お客さまに対する特別措置について

このたびの令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、当該災害の影響により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において被災されたお客様に対して、お申し出があった場合に以下の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

1.対象地域

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害に係る災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域

※ 災害救助法の適用地域は別紙にてご確認ください。

2. 主な特別措置内容

① 電気料金の支払期日の 1 か月間延長

被災されたお客さまの、災害発生月の前月～翌々月までの 4 カ月分の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）の支払期日を、それぞれ 1 カ月延長いたします。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から 6 カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

③ 工事費負担金等相当額の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、その申込みが災害発生月の 6 カ月後の末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

④ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、災害発生月から6カ月後の月の末日までの間は申し受けません。

3.特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

スマ電サービスセンター 0120-905-973

(受付時間：月曜日～日曜日 10時～20時)

「当社と契約している」とことと「特別措置の申し込み」と、お伝えください。

(※) クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票または振込でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。

(別紙)

◎中部電力送配電ネットワーク管内

<災害救助法適用日：9月8日>

■ 災害救助法適用市町村

愛知県：名古屋市